

大阪市立芸術創造館 指定管理者募集要項

令和 8 年 7 月

大阪市経済戦略局

目 次

1	指定管理者選定の目的	2
2	施設等の概要	2
3	指定期間	4
4	指定管理者が行う業務	4
5	管理運営経費	9
6	リスク分担	9
7	指定管理者の申請手続きに関する事項	9
8	指定管理予定者の選定	17
9	協定の締結	20
10	その他	21
11	担当	21
12	添付資料	21
13	令和9年度以降の大規模修繕予定	21

《別添資料》

資料) 各階平面図

資料) 施設運営概要

資料) 指定管理者修繕対応リスト

大阪市立芸術創造館指定管理者募集要項

1 指定管理者選定の目的

本市は、大阪市芸術文化振興条例において、「大阪がこれまで築いてきた輝かしい歴史的、文化的伝統を尊重しつつ発展させながら、市民が芸術文化に親しむ環境の整備並びに自主的かつ創造的な芸術活動を行う芸術家の育成及び支援に努めて、自由と進取の精神に基づく新しい芸術文化の創造を促進し、鑑賞から創造、更には将来の世代への継承を含め芸術文化を振興する多様な施策を総合的かつ強力に推進し、もって「芸術文化都市」の創造をめざす」としております。

大阪市立芸術創造館（以下「芸術創造館」という。）は、上記を実現するため、演劇、舞踏、音楽その他の舞台芸術の創作、練習又は発表の場を提供することにより、演劇等に携わる者の活動を支援するとともに、市民の文化交流を促進し、もって芸術及び文化の振興に寄与することを目的とした大阪市立芸術創造館条例（平成11年大阪市条例第12号）（以下「条例」という。）に基づく施設です。

また、本市の文化振興施策の推進を目的に策定された「第4次大阪市文化振興計画（計画期間：令和8年度～12年度）」に基づき、舞台芸術創造の場である芸術創造館の活性化に取り組み、「芸術文化を創造する人材や支える人材の育成・支援」を推進し、世界に誇れる都市としての大阪の魅力向上に努めております。

芸術創造館は、演劇や音楽に対応した12部屋の練習室・スタジオを備えております。最も広いスペースである大練習室では最大約120名の観客を入れた公演が可能であり、演劇・ダンス公演など、発表の場としての役割も果たしております。また、音楽練習室大（レコーディングスタジオ）では、ハイクオリティなレコーディング環境を初めての方でも利用しやすい価格で提供しており、「練習」から「制作・発表」という一連の活動をバックアップしております。

時代ニーズの変化に柔軟に対応できる施設運営をめざすとともに、芸術文化活動に関する各種情報の集積・発信や劇団等による創作・発表の活動にかかる相談に応じる等、より多くの人が集える舞台芸術等のプラットフォームをめざしており、この芸術創造館の設置目的をより効果的に達成していただける事業者を募集します。

2 施設等の概要

- (1) 名称 大阪市立芸術創造館
- (2) 所在地 大阪市旭区中宮 1-11-14 （旭複合施設内）
- (3) 旭複合施設の概要

旭複合施設は旭区民センター、芸術創造館、旭図書館、旭備蓄倉庫による複合施設です。

- ・開設時期 平成12年 1 月
- ・構 造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造
- ・階 数 地下 1 階地上 4 階建
- ・敷地面積 5,815.01㎡

・ 建築面積	4,082.08㎡
・ 延床面積	12,406.64㎡
内訳 芸術創造館	4,308.47㎡ （うち共用按分 1,008.00㎡） 〔駐車場1,343.99㎡を含む〕
旭区民センター	5,428.42㎡ （うち共用按分 549.96㎡）
旭図書館	1,479.99㎡ （うち共用按分 274.94㎡）
旭備蓄倉庫	1,189.76㎡

・ 主な施設内容

【芸術創造館専用部分】

地下1階	駐車場（33台）、車路、大道具庫、E V、E Vロビー、倉庫、階段、ファンルーム、サイレンサースペース、設備機械室
1階	事務室、管理室、受付、交流サロン、湯沸室、廊下、E V、E Vロビー、階段、風除室
2階	制作者ボックス、演劇練習室小A、演劇練習室小B、演劇練習室中B、音楽練習室小A、音楽練習室小B、音楽練習室中A・ミキシングルーム、音楽練習室中B、音楽練習室大、ラック室、男子トイレ、女子トイレ、廊下、E V、E Vロビー、階段、空調機械室
3階	演劇練習室中A、演劇練習室大、大練習室、器具庫、倉庫、シャワー室、男子トイレ、女子トイレ、多目的トイレ、廊下、E V、E Vロビー、階段、空調機械室
4階	大練習室上部、E V機械室、空調機械室、廊下、階段

【共用部分】

地下1階	エントランスホール、E V、E Vロビー、階段、トレンチ、空調機械室、MDF室、電気室、ゴミ置場、再利用対象物保管庫、自家発電室、熱源機械室、受水槽ポンプ室、オイルタンク置場、廊下、ガスメーター室、荷解搬入スペース
1階	玄関、風除室、エントランスホール、階段、スロープ、E V、E Vロビー、男子トイレ、女子トイレ、多目的トイレ、ロッカー室、電話コーナー、情報コーナー、ろ過ポンプ室
2階	E V、E Vロビー、階段
3階	E V、E Vロビー、階段
4階	E V機械室、設備機械室、排煙機械室、階段、廊下
屋外	駐輪場、屋根、ピロティ、水の中庭

※詳細については、別添【資料）各階平面図】を参照してください。

3 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）。

ただし、市長が指定管理者に管理を継続させることが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。この場合、指定管理者の損害に対して大阪市は賠償しません。また、指定を取り消した際、違約金を徴収し、取消しに伴う大阪市の損害について、違約金の額を超える場合はその超過分を指定管理者に別途請求します。

4 指定管理者が行う業務

(1) 管理運営の方針

① 施設の設置目的

芸術創造館は、演劇、舞踏、音楽その他の舞台芸術の創作、練習又は発表の場を提供することにより、演劇等に携わる者の活動を支援するとともに、市民の文化交流を促進し、もって芸術及び文化の振興に寄与することを目的とします。

② 管理運営及び維持管理の方針

指定管理者は、施設の設置目的をふまえ、次にかかげる管理運営及び維持管理方針に基づき、運営を行ってください。

ア 施設の管理運営にあたっては、公共施設であることを十分認識し、公平・公正な立場で管理運営にあたるとともに、利用者や関係者等の意見を把握し、利用者により質の高いサービスを提供するよう努めてください。

イ 設置目的をふまえ、効果的・効率的に施設の利用促進に努めてください。

ウ 芸術文化活動に関する各種情報の集積・発信や劇団等による創作・発表の活動にかかる相談に応じる等、より多くの人が集える舞台芸術等のプラットフォームとして、創意工夫をもって管理運営するよう努めてください。

エ コーディネート機能を発揮して、利用者・民間団体・企業・他施設等との連携・協働に努めてください。

オ 地域の実情やニーズをふまえ、旭複合施設の他の施設との連携・協力を行うことによる施設の活用、利用促進に努めてください。

カ 施設及び設備等は清潔に保ち、利用者が安全かつ安心して利用できるよう適正管理と保守点検に努め、万が一、危険箇所等を発見した場合は、迅速かつ的確に対応してください。

キ 施設及び備品等の管理については、別紙仕様書等に基づき、より質の高い維持水準を保てるように努め、利用者が快適かつ安全に過ごせるよう必要な管理を行ってください。

③ 管理運営の数値目標

次にかかげる目標数値をふまえ、芸術創造館の集客・利用促進を図ること。

ア 施設の稼働率

	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
演劇合計	71.0%	72.0%	73.0%	74.5%	76.0%
音楽合計	63.0%	64.0%	65.0%	66.5%	68.0%

(令和7年度の稼働率：演劇練習室70.7%、音楽62.6%)

(令和4年度から令和7年度の稼働率平均：演劇練習室70.7%、音楽57.6%)

※稼働率：「利用コマ数／利用可能コマ数」

※自然災害・不可抗力等により目標達成が困難な事象が発生した場合は、協議により目標値を変更する場合があります。

※詳細については、別添【資料】施設運営概要】を参照してください。

イ 施設利用の満足度

・施設利用の満足度：肯定的な回答が80%以上

(2) 指定管理者の業務の範囲

条例第18条に規定する事業に関し、次のとおり実施してください。

指定管理者が行う業務（以下「当該業務」という。）の詳細については、「大阪市立芸術創造館指定管理者業務の基準」（以下「業務の基準」という。）（別紙）に定めしたので、確認してください。

① 芸術文化活動支援に関する業務（主）

ア 施設及び利用団体の広告・宣伝・情報発信《提案依頼事項（利用促進策）》

イ 館報等の作成・配付

ウ 演劇・音楽に関する施設や関係団体等との連絡調整

エ 大阪市立芸術創造館の特徴を活かした催事等の誘致

オ 2030年1月の開設30周年に向けた記念事業《提案依頼事項（サービス向上策）》

カ 施設見学対応

キ 施設利用、公演等にかかる案内・相談・技術的なサポート

ク 芸術文化活動に関する支援策の情報発信・相談等

ケ 利用者の利用状況及びニーズ把握のためのアンケートの実施・集計

コ その他、効果的な館の広告・宣伝・情報発信及び支援業務に必要な業務

② 施設の使用に関する業務（主）

ア 施設利用申込の手続き、利用方法諸手続きの説明（オンライン含む）

イ 使用及び使用許可書の発行業務（オンライン含む）

ウ 利用料金の収受、還付、減免業務（キャッシュレス決済含む）

エ 施設・附属設備、機器、物品等の管理、貸出等

オ 施設利用にあたっての相談及び打合せ業務

カ 大阪市立芸術創造館施設予約システム運用支援・保守点検業務

キ ホームページの作成・管理

- ク その他円滑な施設運営に必要な業務
- ③ 建物及び附属設備の維持保全に関する業務
 - ア 大阪市立芸術創造館で実施する維持管理等業務
 - イ 大阪市立芸術創造館で実施する共用部分等の保守点検等業務に関する費用徴収業務
 - ウ 他の管理運営団体で実施する共用部分等の保守点検等業務に関する費用納付業務
 - エ 維持管理等にかかる各施設管理運営団体との連絡調整
 - オ その他、敷地、建物、設備並びに備品の維持管理等に必要な業務
- ④ 施設の総合管理に関する業務（主）
 - ア 施設の経営、マネジメント業務
 - イ 職員の配置等
 - ウ 職員の研修等
 - エ 本件施設管理にかかる金銭、物品の出納及び収支精算
 - オ 施設利用料金収入と大阪市への納付金
 - カ 施設の利用・集客促進業務
 - キ 個人情報の管理
 - ク 業務日誌
 - ケ 公共施設としての大阪市事業・施策への協力
 - コ 什器備品等の貸与について
 - サ 駐車場の管理
 - シ 備品の管理
 - ス 自主点検の実施、モニタリングへの協力
 - セ 大阪市ほか関係官公庁、機関への各種申請および報告
 - ソ 防火管理
 - タ 業務の履行
 - チ その他施設の利用促進、円滑かつ良好な施設管理に必要な業務
- ⑤ 安全確保に関する業務
 - ア 利用者の安全確保および防災ならびに事故発生時の緊急事態への対応業務
 - イ 施設の警備
 - ウ 労働安全衛生推進業務
 - エ 電気設備の保安業務
 - オ その他利用者の安全確保等に必要な業務
- ⑥ その他の業務（主）
 - ア 事業計画書及び収支計画書の作成
 - イ 事業報告書等の作成及び提出
 - ウ 複合施設としての施設利用・管理等にかかる関係団体等との連絡調整業務
 - エ 大阪市施策への協力にかかる関係団体等との連絡調整業務
 - オ 大阪市の行政施策に関する各種広報物の掲示及び配布業務

- カ 大阪市主催事業に関する支援・連携・協力関係業務
- キ 指定期間開始前の引継業務
- ク 指定期間終了に当たっての引継業務
- ケ 大阪市からの指示に基づく資料等作成業務
- コ その他、ホール、関係団体との連絡調整の他、芸術創造館の管理運営に関して大阪市が必要と認める業務

⑦ 自主事業の実施

- ア 芸術創造館の設置目的に寄与する事業について、指定管理者の責任のもと、収支バランスを考慮のうえ実施してください。
- イ 自主事業計画を事前に本市に提出し、承認を得てください。
- ウ 年度途中で自主事業計画変更が生じる度に、事業承認申請書を提出し、承認を得たうえで実施してください。
- エ 事業の実施にあたっては、貸館事業や本市の主催事業なども考慮してください。
- オ 自主事業により得られた収入は指定管理者の収入となります。
- カ 自動販売機及びロッカー等の設置や運営については、自主事業として実施することができます。この自主事業については、行政財産の目的外使用許可申請や使用料の支払いは不要です。

上記の業務のうち、(主)とある業務については、指定管理者自身が実施するものとし、第三者に対して委託することはできません。

なお、その他の業務については、全部又は一部を第三者に委託することができますが、企画立案及び実施の総括については、第三者に委託することはできません。

(3) 業務の第三者への委託

ア 当該業務の全部を一括して第三者に委託してはなりません。また、本要項 4 (2) において指定する主たる業務については、これを第三者に委託してはなりません。当該業務の一部を他に委託する場合は、大阪市の指定する書面による承諾が必要となります。なお、第三者に委託する場合は、委託の相手先、委託の内容、委託の金額等について公表を行います。

イ 当該業務の一部を第三者委託及び再々委託（以下「第三者委託等」という。）する場合は、書面により第三者委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、第三者委託等の相手方に対する適切な指導、管理を行ったうえで業務を実施しなければなりません。なお、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者に該当する相手方と第三者委託等の契約を締結してはなりません。また、第三者委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止期間中の者、または大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはなりません。

(4) 点検・報告

指定管理者には、毎月終了後、管理業務の実施状況、利用状況等に関する月次報告書を作成し、大阪市に提出していただきます。

また、指定管理者には、施設利用者の意見、要望等を把握し、当該業務に反映させるため、施設利用者から意見を聴取するとともに、大阪市と指定管理者が協議して定める項目について自己点検を行っていただきます。

当該意見聴取及び自己点検の結果を定期的に集約し、大阪市に報告していただきます。また、大阪市と指定管理者は、当該業務を実施するにあたり、前述の利用者からの意見聴取や点検項目を定め、管理運営上の問題点、課題等の解決を行うため、協議し調整を行う場として調整会議を設置します。

なお、前述の利用者からの意見聴取については、本市と調査内容を協議のうえ指定管理者が実施し、その結果を毎年、本市に報告してください。なお、サンプル数については、毎年 100 以上を確保してください。

(5) 事業報告書の作成・提出

地方自治法第 244 条の 2 第 7 項、条例及び同施行規則の規定により、指定管理者は、一事業年度が終了するごとに、当該業務について、当該年度の事業内容と収支を報告する書類を大阪市に提出する必要があります。

大阪市は、提出された事業報告書と 4 (4) の自己点検結果等から指定管理業務について毎年度評価を実施します。評価の結果及び事業報告書は大阪市のホームページで公表します。

また、毎年度の評価結果を次期選定時の選定時の選定評価に実績点として反映します。

【反映方法】

指定期間のうち 1 年目から 4 年目までの現行指定管理者の施設の管理運営状況に対する年度評価における総合評価（S・A・B・C）の結果を使用します。毎年度の結果を次の評価点に換算し、4 年間の平均点を実績点として、公募の際、選定評価に加減点します。

【評価点】

成績	評価点
S	4 点
A	2 点
B	0 点
C	－ 2 点

【反映例】

1 年目：B 2 年目：B 3 年目：B 4 年目：A

1 年目：0 点 2 年目：0 点 3 年目：0 点 4 年目：2 点

→ (0 + 0 + 0 + 2) ÷ 4 年 = 0.5 点 0.5 点を実績点として加点する。

5 管理運営経費

(1) 管理運営経費

芸術創造館の管理運営に必要な経費については、提案された収支計画を基本とし、業務代行料は、協定締結時に各年度の金額及び総額を決定したうえで、大阪市から指定管理者に支払います。

なお、業務代行料の上限額は、次のとおりとし、会計年度（4月1日から翌3月31日まで）ごとに、指定管理者の請求に基づいて支払います。支払時期及び方法等については、協定で定めます。

※業務代行料の上限額

	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	総額
業務代行料上限額	47,744,000円	49,279,000円	52,925,000円	56,736,000円	60,719,000円	267,403,000円

なお、当該上限額は、指定期間中の賃金水準の変動や物価変動についても見込んでいます。

(2) 会計区分

当該業務に係る会計（記録及び帳票等の作成を含む。）については、指定管理者の他の事業等に係るものと区分して行ってください。

(3) 利益配分

各事業年度の収支において、総収入から総支出を差し引いて、利益が生じた場合かつ利益が総収入額の5%を上回っている場合において、その上回った金額に100分の50を乗じることにより算定した金額を大阪市に納付していただきます。

なお、各事業年度における自主事業及び付随許可等（以下、「自主事業等」という。）の収入額が支出額を下回る場合は、総収入額及び総支出額に自主事業等を含めないものとします。

6 リスク分担

指定期間内における主なリスクについては、別表のとおりとします。

7 指定管理者の申請手続きに関する事項

(1) 募集要項等の配布

ア 窓口配布期間

令和8年7月3日（金）から令和8年9月3日（木）まで

配布時間は9時から12時まで及び13時から17時までとします。

（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

イ 配布場所

大阪市経済戦略局文化部文化課

(大阪市福島区野田 1-1-86 大阪市中央卸売市場本場 業務管理棟 8 階)

※ 募集要項は大阪市経済戦略局ホームページからダウンロードできます。

(<https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000681986.html>)

(2) 現地見学会等

申請を予定している法人等を対象に、次のとおり机上説明会及び現地見学会を開催します。

ア 開催日

令和 8 年 7 月 23 日 (木)

※ 開始時間等は参加申込受付後、別途通知します。

イ 開催場所

芸術創造館

ウ 参加申込み

説明会に参加を希望する法人等は、令和 8 年 7 月 17 日 (金) までに、参加申込書【様式 10】を用いて法人等名称、参加者氏名、担当者連絡先等を明記の上、(1)イ配布場所に直接持参、FAX 又は E-mail のいずれかで、文化課あて申し込んでください。

・ FAX : 06-6469-3897

・ E-mail : bunkashitei@city.osaka.lg.jp

※ E-mail で送信する場合は、件名を「指定管理者現地見学会参加申込み」とし、送信後電話で大阪市の受信状況を必ずご確認ください。また、説明会のみ又は現地見学会のみ参加希望の場合は、様式 10 の備考欄にその旨明記ください。

エ その他

- ・ 参加人数は 1 の法人等について 2 名までとします。
- ・ 募集要項等の資料はご持参ください。
- ・ 見学会への参加は必須ではありません。
- ・ 見学会で配布した資料等については、後日下記ホームページ上で公表します。

(<https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000681986.html>)

(3) 質問の受付・回答

質問がある場合は、質問票 (様式 11) を FAX 又は E-mail で送付してください。電話や来訪による質問には回答できません。

ア 受付期間

令和 8 年 7 月 17 日 (金) から 7 月 31 日 (金) まで

イ 質問への回答

令和8年8月13日（木）（予定）から経済戦略局ホームページに掲載します。

(4) 申請の受付

申請書類は、次の提出期間内提出場所へ必ず持参してください。送付、FAX、E-Mail による提出はできません。なお、原則として、提出後に申請書類の変更及び追加はできません。

ア 提出期間

令和8年8月27日（木）から9月3日（木）まで

午前9時30分から正午、午後1時30分から午後5時

※ 上記以外の日時での申請書類の提出は受け付けません。

イ 提出場所

大阪市経済戦略局文化部文化課

(大阪市福島区野田1-1-86 大阪中央卸売市場本場 業務管理棟8階)

(5) 申請資格

指定申請書提出時点において、次の各号に定める資格を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。個人での申請はできません。

① 法人等に関する要件

ア 条例第14条の規定に該当していないこと

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと

ウ 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていないこと

エ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱及び大阪市指定管理者制度暴力団排除要領に基づく入札等除外措置等を受けていないこと

オ 指定申請団体の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当していないこと

カ 経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと（会社更生法に基づく更生手続き開始の決定、又は民事再生法に基づく再生手続き開始の決定を受けたものを除く）

キ 指定申請の日の属する事業年度の前3事業年度における、法人税、本市の法人市民税（本市に納税義務を有しない者にあつては、本店または主たる営業所の所在地における法人市民税（東京都の場合は法人都民税、法人格を有しない団体の場合は、団体代表者の個人住民税））、消費税及び地方消費税を滞納していないこと

ク 指定期間開始日までに施設に甲種防火管理者の資格を有する人員を配置できること

② 連合体に関する要件

- ア 連合体は2以上の法人等で自主結成すること。
- イ 連合体の名称を設定し、必ず代表となる法人等（以下「代表法人等」という）を選定し、代表法人等が諸手続きを行うこと。この場合において、他の法人等は、当該連合体の構成団体として扱うこと。
- ウ 連合体の構成団体（代表法人等を含む）間における役割分担及び責任の割合等を明らかにすること。また、代表法人等については、業務遂行にあたり、大阪市との調整窓口として責任を持つこと。
- エ 連合体として上記①の要件を満たすこと。
- オ 申請書類提出後、代表法人等及び構成団体の変更は原則として認めない。

③ 連合体の構成団体（代表法人等を含む）に関する要件

- ア 上記①の要件を満たすこと。
- イ 本件募集に関して各構成団体は2以上の連合体の構成団体となることができない。また、連合体の構成団体になっている場合は、単独での申請はできない。

(6) 提出書類

- ア 申請しようとする法人等は、次表に掲げる書類を正1部、副7部（副は複写可）の計8部提出してください。
- イ 上記書類は、選定会議での審議資料となるので、ページ番号を入れるとともに、次表「提出書類」順に整理し、項目ごとの最初のページに白紙をはさみ、インデックスをつけるなど、わかりやすいものにしてください。
- ウ 申請団体名（連合体の代表法人等及び構成団体の名称を含む）の記載は正1部のみとし、副7部には記載しないようにしてください。また、他に法人等の商号又は名称、代表者氏名、管理運営実績施設の名称、実施イベント名称等があれば黒塗り、枠で囲んで白抜きするなどし、申請団体が推定できる記載は行わないでください。申請団体が判別できると判断した場合は、大阪市内で黒塗り等の措置を行う場合があります。
- エ 連合体で申請する場合、下記提出書類③から⑪、⑭～⑳については、それぞれの法人等に関するものを提出してください。
- オ 本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

提出書類	様式番号
① 指定管理者指定申請書 様式 1－1（連合体は様式 1－2）に必要事項を記入すること。	様式 1－1 又は 1－2
② 連合体結成にかかる協定書又はこれに相当する書類 連合体での申請のみ。連合体の構成員、代表者、出資比率、役割分担及び責任の割合等、組織運営に関する事項等を記載したもの。	任意様式
③ 指定管理者指定申請に関する誓約書	様式 2
④ 法人等の概要	様式 3－1
⑤ 芸術文化施設等類似施設の運営実績等	様式 3－2
⑥ 職員研修実績	様式 3－1
⑦ 役員名簿 法人等において役員と位置付けているもの全員の名簿とする。ただし、法人でない団体で、代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。	様式 4
⑧ 役員の履歴書 ⑦で提出した名簿全員の履歴書を記載したもの。	任意様式
⑨ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類	任意様式
⑩ 法人の登記事項証明書 最新の状態を反映した指定申請書提出日より 3 か月以内に発行されたもの。	証明書写
⑪ 法人等の事業計画書及び法人等の収支予算書 申請日の属する年度のもの	任意様式
⑫ 貸借対照表、損益計算書、個別注記表、財産目録、勘定科目内訳書及び監査報告書の写し ・直近 3 決算期又は 3 事業年度分の実績を提出すること。 ・法人以外の団体にあつては、これに相当する書類を提出すること。 ・監査報告書については、会計監査人において監査を受けている場合のみ監査報告書の写しを提出すること。	任意様式
⑬ 事業報告書 直近 3 決算期又は 3 事業年度分の実績。法人以外の団体にあつてはこれに相当する書類を提出すること。	任意様式
⑭ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書 納税証明書「その 3 の 3」で提出すること。提出日において発行から 3 か月以内のもの。	証明書写

⑮ 法人税等の申告書の写し 直近３年事業年度分。別表１、４、５を提出すること。	申告書写
⑯ 大阪市の法人市民税の納税証明書 直近３年分。大阪市の納税義務を有しない者にあつては、本店または主たる営業所の所在における法人市町村民税（東京都の場合は都民税）の納税証明書を提出すること。提出日において発行から３か月以内のもの。	証明書写
⑰ 応募資格等を有していることが確認できる書類の写し 甲種防火管理者・建築物環境衛生管理技術者等 ただし、第三者委託を予定している場合は、第三者委託予定業者にかかる資格を確認できる書類を提出すること。	証明書写
⑱ 障がい者雇用状況報告書の写し 公共職業安定所に提出義務のある法人等のみ提出すること。（障がい者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和５１年労働省令第３８号）第８条に規定する様式） なお、公共職業安定所への報告義務のない事業主については、様式５「障がい者雇用の状況報告書（公共職業安定所に提出義務がない事業主用）」を提出すること。	厚生労働大臣の定める様式 又は様式５
⑲ 障がい者雇入れ計画書 ⑱において提出義務のある法人等で、障がい者法定雇用率未達成企業にあつては提出すること。連合体の場合の構成員においても同様とする。	様式６
⑳ 社会的責任・市の施策との整合について	様式７
㉑ 芸術創造館の管理運営に関する事業計画書	様式８－１～４ (PowerPoint 可)
㉒ 芸術創造館の管理運営に関する収支計画書、明細ほか	様式９－１～５
㉓ 選定結果通知用封筒一式 定型封筒（長形３号）に選定結果通知の送付先を明記し、特定記録郵便相当の切手（３２０円）を貼付したもの。	長形３号

(7) 提案を求める内容

芸術創造館の設置目的を達成するとともに、より効果的・効率的に運営するための具体的な事業内容の提案を求めます。各提案にあたっては、管理運営の基本方針や条例を踏まえて提案してください。

その際、成果指標の目標を超えるよう、留意した提案を行ってください。なお、提案内容の実施については、指定管理者に指定された後、あらためて協議することとします。

ア 施設の管理運営にかかる提案

- ① 施設の管理運営にあたっての管理運営方針・計画・平等利用の確保について
- ② 高齢者や障がい者に対する配慮について
- ③ 環境への配慮について
- ④ 業務の一部について再委託を予定している場合は、その項目及び予定金額
- ⑤ 個人情報保護・情報公開についての考え方
- ⑥ 利用料金の提案

※土・日・祝日の割増料金の設定、利用料金の上限額を改定する改正後の大阪市立芸術創造館条例が令和9年4月1日に施行されます。利用料金の額を改定する場合は、少なくとも6か月以上の周知期間を設けてください。(料金改定は早くても令和9年10月1日以降となります。)

(参考) 大阪市立芸術創造館条例 別表 (第10条関係)

区分	利用料金 (令和9年4月1日施行)	利用料金 (現行)
演劇室	1室1日につき 21,800 円	1室1日につき 19,800 円
音楽室	1室1日につき 26,400 円	1室1日につき 24,000 円
駐車場	1台1日1回につき 1,000 円	1台1日1回につき 1,000 円
土日祝	2割増 (演劇室・音楽室)	割増なし

- ⑦ 職員体制
- ⑧ 職員ローテーション (週間ベース)
- ⑨ 人員確保の方法
- ⑩ 管理運営業務の引継ぎの考え方及び人員の確保
- ⑪ 高齢者や障がい者等の雇用方針
- ⑫ 職員に対する研修計画
- ⑬ 災害や事故発生時の連絡体制などの危機管理対策

イ 事業計画にかかる提案

- ① 基本方針、事業全体図
- ② サービス向上策
芸術文化活動に関する支援策、情報発信・相談等に関する提案
- ③ 市民の文化交流の促進に関する提案
- ④ 利用促進策、未利用者向けアプローチに関する方針・具体的施策
広報、宣伝、情報発信に関する提案
- ⑤ 利用満足度の把握・管理運営への反映の考え方
- ⑥ 施設利用、公演等にかかる案内・相談・技術的なサポートに関する提案
- ⑦ 舞台等操作及びレコーディングオペレーター等業務に関する提案

ウ 施設の自主事業にかかる提案

大阪市立芸術創造館の設置趣旨・目的を達成するとともに、市民の文化交流の促進及び芸術文化の振興につながる提案をすること。ただし、提案にあたっては、貸室及

び大阪市主催事業に留意し、収支の上で管理運営業務に負担をかける提案は避けること。

エ 施設の有効利用にかかる提案

施設内の有効活用、利用者・民間団体・企業・他施設（旭区民センター・旭図書館・旭備蓄倉庫）等との連携、市民・NPO との協働等

オ 収支計画

指定期間における各年度の収支計画を主な収入・支出項目に区分して示してください。目的事業と自主事業についても区分して示してください。収入と経費の見込みについては、不明瞭な項目がないよう積算根拠を具体的に示してください。

修繕費について、基幹的な機器等の附属物（設備の消耗品など）の損傷及び基幹的な施設・機器等以外の施設・機器・什器・備品等の損傷にかかる修繕費及び基幹的な機器等であっても1件あたり100万円未満のものについては、指定管理者の負担とします（ただし、損傷への対応が緊急に必要でありかつ収支計画における当該年度の修繕費の上限額を超える場合にあっては、大阪市が対応することができる。）。この費用については、「収支計画書」で定める費用の範囲で実施し、各年度の余剰分は翌年度以降の実施として調整できるものとし、指定期間中における金額は下表のとおりとします。

なお、それによる各年度における業務代行料の支払額の変動は行いません。ただし、指定期間最終年度において、修繕費の総額が10,000,000円を下回った場合は、その下回った額を大阪市に納付していただきます。また、修繕費の総額が10,000,000円を上回ることが想定される場合は、指定管理者が修繕を実施する前に、修繕の実施の可否や業務代行料の取り扱いについて大阪市と協議していただきます。また、指定期間内における施設の損傷についてはリスク分担に基づきます。

なお、当該施設における修繕必要箇所については、別紙「指定管理施設 修繕対応リスト」のとおりです。ただし、当該一覧表は、大阪市と指定管理事業者が今後修繕の必要がある箇所を共有するものであり、下表の計画額にて可能な範囲で修繕を行ってください。

《修繕費計画額表》

	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	総額
修繕費	2,000,000円	2,000,000円	2,000,000円	2,000,000円	2,000,000円	10,000,000円

カ 社会的責任、大阪市の施策との整合

- ・環境への配慮
- ・就職困難者の雇用への取組み
- ・個人情報保護に関する取組み
- ・女性活躍推進の取組み
- ・賃金・労働条件の向上に関する取組み

(8) 失格事項

指定申請書提出時点から指定を受けるまでの間に、次の各号のいずれかに該当した場合は失格とし、選定審査の対象から除外又は指定管理予定者としての地位を失います。なお、指定管理予定者が失格となった場合は、審査順位が次順位の者が指定管理予定者となります。

- ア 本要項 7 (5) に定める申請資格を満たさなくなった場合
- イ 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- エ 提案の内容が大阪市の求める水準を満たさないと認められる場合
- オ 提案収支計画内容が、事業計画等と照らして実現可能性が無い又は提案された収入または支出の見込みについて著しく妥当性を欠くなど、指定管理予定者として不適格と認められる場合
- カ 大阪市が求める補正及び追加資料等が大阪市の指定する期間内に提出されなかった場合
- キ その他不正・不誠実な行為があった場合

(9) 申請上の注意事項

- ア 申請者は、申請書類の提出をもって、本要項の記載事項を承諾したものとみなします。
- イ 申請書類の提出は、1 法人等又は 1 連合体につき 1 案限りとします。
- ウ 原則として、提出した資料の修正は認めません。ただし、大阪市が補正等を求めた場合についてはこの限りではありません。
- エ 申請に要する経費については、申請者の負担とします。
- オ 申請書類の著作権は、申請者に帰属します。ただし、選定結果の公表等、大阪市が必要と認める場合は、申請書類の内容を無償で利用できるものとします。
- カ 指定管理者決定後の協定書は、申請書類の法人等名称により、印鑑証明書を添付のうえ、締結します。
- キ 申請書類は、大阪市情報公開条例に定めるところにより、公開される場合があります。
- ク 指定管理者となった団体の事業計画書については、市民情報プラザに備え付け、一般の閲覧に供します。
- ケ 大阪市に提出された申請書類は理由の如何に関わらず、原則として返却しません。

8 指定管理予定者の選定

(1) 選定方針

指定管理予定者を選定する際の基本的な方針としては、条例第 15 条の規定に基づき、

- ア 芸術創造館の利用について平等な利用が確保されていること
- イ 施設の目的に照らしその効用を最大限に発揮するとともに、市費の縮減が図られるものであること
- ウ 芸術創造館の管理・事業運営を安定的に行うことができる経理的基礎及び技術的能力を有していること

エ その他適正な管理を行うことに支障がないこと

等を総合的な観点から、外部の有識者等で構成される選定会議において公平かつ客観的に審査選定します。

(2) 選定方法

指定管理予定者の選定は、書類審査及びヒアリングによって行います。

ただし、申請者が多数の場合は書類選考によりヒアリングの対象となる申請者を選定します。

申請者が1法人等であっても選定会議で審査し、指定管理者としての適否を判断します。

(3) 選定項目・配点

指定管理予定者を選定する際の配点は次のとおりとします。

選定項目及び審査内容の視点・配点

施設の設置目的の達成及びサービスの向上					65 点	
施設の管理運営	設置目的に沿った管理運営方針・手法	施設の管理運営方針・手法は適切なものか。			10	
	危機管理・安全管理	災害や施設の安全管理への対応が具体的に示されているか。				
	管理運営にあたっての職員体制	施設管理の知識・経験を有し、効率的かつ安全に配慮した職員配置となっているか。				
	職員研修の実施	施設に勤務する職員の業務能力の開発のための取組みがなされているか。				
事業計画	事業計画	事業計画は効果的か。			5	45
	サービス向上策 芸術文化活動支援	サービス向上を図るための策や芸術文化活動の支援につながる取組みがなされているか。			5	
		創意工夫ある提案があるか。			5	
	市民の文化交流の促進	市民の文化交流の促進につながる取組みがなされているか。			5	
	利用促進策 未利用者向けアプローチ	広報、宣伝、情報発信に関する取組みがなされているか。 ターゲットや導線が明確か。			5	
		創意工夫ある提案があるか。			5	
	利用者満足度の把握	利用者から意見や満足度等についての把握方法や活用策が具体的に示されているか。			5	
	自主事業案	独創性、具体性、実現可能性を有しているか。			5	
	事業内容の具体性、 実現性、継続性	事業内容は具体的かつ実現性・継続性があるか。			5	
施設の有効利用	利用者・民間団体・企業・他施設との連携	利用者・民間団体・企業・旭複合施設（旭区民センター・旭図書館・旭備蓄倉庫）等との連携等が提案されているか。			10	
	施設の社会的使命	施設の社会的な使命が果たされているか。				
管理経費の縮減・収支計画					20 点	
	業務代行料の 提案金額	価格点配点 10 点×（提案金額の内最低金額÷提案金額）			10	20
	支出見込み・収入見込み、積算根拠の妥当性	支出見込・収入見込の妥当性。 積算根拠は明確（不明瞭な項目がない）か。 良質な雇用の維持・確保のため人件費の単価は物価の上昇（年 3.2%想定）を上回る積算となっているか。			10	
		経費縮減策				
申請事業者等					10 点	
	経営理念・経営状況	経営理念・経営状況は健全か。			10	

	同種施設の管理運営実績	同種施設の運営実績は十分か。	
	職員研修の実施	職員への研修等の取組は適切か。	
社会的責任・市の施策との整合			5 点
	環境への配慮	環境への配慮があるか。	5
	就職困難者の雇用への取組	就職困難者の雇用への取組の提案がされているか。	
	個人情報保護に関する取組	人権研修等の実施実績があるか。実施計画を提案しているか。	
	女性活躍推進の取組	女性活躍推進の具体的取組の提案がされているか。	
	賃金・労働条件の向上に関する取組	賃金・労働条件の向上に関する取組の提案がされているか。	
合計			100 点

上記に示す選定項目について、書類審査又はヒアリング等の結果、事業計画に照らして収支計画に実現可能性がない、収入または支出の見込みについて妥当でない等と大阪市が認める提案については、失格とする場合があります。また、提案価格が上限額以上の場合には失格となります。

合計点数が同点の場合は、「施設の設置目的の達成及びサービス（65 点）」の点数が高い法人等を、同項目の点数も同点の場合は、「市費の縮減（20 点）」の点数が高い法人等を指定管理予定者に選定します。

(4) 選定結果

上記の基準に照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理予定者に選定します。

選定結果については、すべての申請団体の名称を含め、申請者全員に書面で通知するとともに、大阪市ホームページ等により公表します。

なお、指定管理予定者選定後、指定管理予定者と協議を行い、万が一合意に至らなかった場合や辞退した場合は、審査順位が次順位の法人等が指定管理予定者に繰り上がります。

指定管理予定者は、市会での議決を経た後に市長が指定管理者として指定し、大阪市がその旨を公告します。

9 協定の締結

指定管理予定者と大阪市は、管理の細目的事項について定めるため、事前に協議の上、仮協定を締結します。仮協定に編綴する仕様書については、大阪市が提案内容のうち必要な業

務を精査した上で、指定管理者と協議し決定するものとします。仮協定締結の際は、指定管理予定者は、印鑑証明書（3か月以内に発行された原本）の提出が必要です。

仮協定は市会の指定の議決をもって本協定となります。

10 その他

- (1) この募集要項に記載している内容について、資料の追加や修正がなされた場合、追加及び修正資料を優先するので注意してください。
- (2) 今回の募集により、指定管理者が代わった場合、新たな指定管理者は、前指定管理者からの引き継ぎを誠実に行い、指定期間の開始とともに、円滑に当該業務を遂行してください。なお、引き継ぎによって発生する費用については、新たな指定管理者に関する部分は新たな指定管理者の負担となります。

11 担当

- ・ 担 当：大阪市経済戦略局文化部文化課
- ・ 住 所：大阪市福島区野田1-1-86 大阪市中央卸売市場本場業務管理棟8階
- ・ 電 話：06-6469-3890 ・ FAX：06-6469-3897
- ・ E-mail：bunkashitei@city.osaka.lg.jp
- ・ ホームページ：
<https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000681986.html>

12 添付資料

添付資料は全て大阪市経済戦略局のホームページからダウンロードすることができます。

13 令和9年度以降の大規模修繕予定

- (1) 令和9年5月上旬から9月中旬まで、旭複合施設内の昇降機（1号機～4号機の計4基）の改修工事を予定しており、このうち、芸術創造館専用昇降機（4号機）については、5月上旬から7月上旬まで工事を実施する予定です。工事期間中は4号機エレベーターの利用ができないため、当該期間中は施設利用者を含め、階段又は共用エレベーター経由をしたう回路の利用となります。
- (2) 前項を除き、募集時点で令和9年度以降予定している工事は以下のとおりです。
 - ・ 外壁改修工事
 - ・ 排水ポンプ改修工事
 - ・ ITV設備改修工事
 - ・ 高圧ケーブル改修工事
 - ・ 吸収式冷温水機改修工事※工事に伴い、施設利用に影響が出る場合がありますが、現時点で休館を見込んでいるものはありません。

リスク分担表

リスクの種類	内 容	負 担 者	
		大阪市	指定 管理者
法令等の変更	指定管理者が行う管理運営業務に影響を及ぼす法令等の変更	協議事項	
第三者賠償	施設の維持管理、運営において指定管理者の要因で第三者に損害を与えた場合		○
	施設の維持管理、運営において大阪市の要因で第三者に損害を与えた場合	○	
資金調達	必要な資金の確保		○
物価	収支計画に多大な影響を及ぼす場合	協議事項	
	指定後のインフレ、デフレ		○
金利	金利変動		○
不可抗力 ※1	管理運営業務の変更、中止、延期	協議事項	
	自然災害等による施設・設備の復旧費用	○	
事業の中止・延期	大阪市の責任による遅延・中止	○	
	指定管理者の責任による遅延・中止		○
	指定管理者の事業放棄・破綻		○
申請コスト	申請費用の負担		○
引継ぎコスト※2	施設運営の引継ぎ（指定期間前の準備を含む。）費用の負担		○
施設競合	競合施設による利用者減、収入減		○
需要変動	当初の需要見込みと異なる状況		○
管理経費の膨張	大阪市以外の要因による管理経費の膨張		○
	大阪市の要因による管理経費の膨張	○	
	収支計画に多大な影響を及ぼす場合	協議事項	
施設の損傷	施設、機器等の損傷 ※3	○	○
	指定管理者に施設管理上の帰責事由があるもの		○
	指定管理者が設置した設備・備品		○
債務不履行	大阪市側の事由による協定内容の不履行	○	
	指定管理者側の事由による業務又は協定内容の不履行		○
性能リスク	大阪市が要求する施設運営の水準の不適合に関するもの		○
損害賠償 ※4	施設、機器の不備による事故	協議事項	
	指定管理者の施設管理上に帰責事由があることによる事故		○
管理リスク	施設、機器の不備又は指定管理者の施設管理上に帰責事由があることによる臨時休館等に伴うもの		○

※1 不可抗力

- ・不可抗力とは、天災、感染症等の拡大その他自然的又は人為的な事象であって、外部から生じた原因でありかつ指定管理者及び大阪市がその防止のために相当の注意をしても防止できないものをいう。
- ・建物・設備が復旧困難な被害を受けた場合、業務の全部の停止を命じる。
- ・災害発生時に当該施設が市民の避難場所やボランティアの活動拠点となる場合、災害対応のために業務の全部又は一部の停止を命じることがある。
- ・不可抗力による臨時休館等の影響で指定管理者の利用料金収入が減少した場合は、市と指定管理者で協議し、影響額に係る費用分担を決定する。
業務代行料の増額等により市が負担する場合や納付金を減額する場合は、その費用は適正な額に限るものとし、影響額を算定するに当たっては、単純に減少した利用料金収入額を影響額とするのではなく、臨時休館によって発生しなかった費用等、すべての費用及び収益への影響を考慮するものとする。

※2 新たな指定管理者への引継ぎにかかる対応

- ・新たな指定管理者が指定された時は、大阪市の指示する事項について、その者への引継ぎを誠実に行わなければならない。
- ・引継ぎの実施にあたっては、現指定管理者及び新指定管理者の双方が、それぞれに必要な費用を負担するものとする。

※3 サービス提供に伴う施設・機器・備品等の損傷リスクへの対応

1 大阪市が対応するもの

基幹的な施設・機器等の損傷

2 指定管理者が対応するもの

(1) 基幹的な施設・機器等以外の施設・機器・器具・什器・備品等の損傷

(2) 基幹的な施設・機器等の附属物（設備の消耗品など）の損傷

(3) 上記1のうち、1件あたりの修繕費用が100万円未満のもの

（ただし、損傷への対応が緊急に必要でありかつ収支計画における当該年度の修繕費の上限額を超える場合にあっては、大阪市が対応することができる。）

(4) 施設管理に関わって必要な消耗品

※ なお(1)～(4)で対応した施設等の所有については、大阪市とする。

（注）基幹的な施設・機器等とは、・・・建物全体（柱・梁・床・天井・壁等の主要構造部）及び主要な設備機器（電気設備、空調設備、給排水衛生設備、消防設備、ITV設備・中央監視装置、エレベーター、自動扉、シャッター、高圧ケーブル）など。

- ・施設管理に関わって必要な消耗品は、指定管理者において適宜補充交換をすること。

※4 施設、機器の不備又は指定管理者に施設管理上の帰責事由があることによる事故への対応

- ・施設、機器の不備又は施設管理上の帰責事由があることによる事故に対応するため、指定管理者はリスクに応じた保険に加入すること。